

2014

中小企業者のための 研究開発税制

Q&A



目 次

このパンフレットを読んでもくださる皆さまへ

研究開発税制の優遇措置

Q1 中小企業者の研究開発税制とはどのような制度ですか？	4
Q2 「中小企業者」の定義は？	5
Q3 試験研究費について教えてください	6
Q4-1 研究活動について説明してください	7
Q4-2 税額控除の対象となる「試験研究費」は？	8
Q4-3 開発研究にかかわる試験研究費は、すべて税額控除の対象となりますか？	10

試験研究費の対象となる「人件費」

Q5-1 「人件費」の範囲は？	11
Q5-2 「人件費」の「専ら」要件について教えてください	12
Q5-3 役員が試験研究プロジェクトに従事する場合は？	13
Q5-4 退職金の取り扱いについて教えてください	15
Q5-5 業務上有益な発明、考案をした従業員に対して報奨金を支払いました。 この場合の取り扱いについて教えてください	16

研究開発費と固定資産

Q6-1 研究開発のための機械装置を購入した場合、税務上の取り扱いは？	17
Q6-2 少額の減価償却資産には特例があるそうですね？	18
Q6-3 研究開発のためにライバル社が製造した機械装置を購入し、それを分解、改造した場合の 経理処理はどう扱えばよいのですか。また、研究段階でつくった試作品や模型は資産とな るのですか？	19
Q6-4 研究開発の成果として取得する特許権、実用新案権、商標権、意匠権などの工業所有権の 取得価額は、どのように計上するのですか？	20
Q6-5 開発研究用減価償却資産の耐用年数の特例について教えてください	21

- Q6-6 公的機関の補助金を受け、試験研究用の機械を購入しました。補助金で固定資産を購入した場合、
圧縮記帳という制度を利用すると税金面で有利になると聞きました。その概要を教えてください…… 22

研究開発のための体制づくり

- Q7-1 研究開発税制を活用する体制づくりについて教えてください …… 23
Q7-2 試験研究費の集計方法と財務システムを活用するには？ …… 24
Q7-3 研究開発にかかわる労務管理の方法について教えてください …… 25

研究開発税制の税額控除具体例

- Q8-1 中小企業者対象の税額控除の具体的な計算方法を教えてください …… 26
Q8-2 前事業年度で税額控除限度超過額がある場合、当事業年度以降の手続きを教えてください …… 28
Q9 研究開発税制を適用するための手続きについて教えてください …… 29
Q10 研究開発税制以外に、中小企業者が使える優遇措置を教えてください …… 30

資金調達の方法

- Q11 研究開発のための資金調達方法にはどのようなものがありますか？ …… 32

情報提供・支援機関 …… 34



クローズアップ

- 研究用の消耗品について(貯蔵品となる場合) …… 5
収益・費用、益金・損金という言葉がよく出てきますが、
どういった違いがあるのですか？ …… 9
「損金経理」とはどういう意味ですか？ …… 9
建設業者の試験研究費 …… 11
対象となる人件費の具体的な活用例を示してください …… 14
報奨金・特許権にまつわる話 …… 15
地方税について …… 31
知的・産業クラスターの形成に向けて …… 36

基礎研究 長期支援を

スウェーデンのカロリ
ンスカ研究所は10月8
日、2012年のノーベ
ル生理学・医学賞を、i

PS細胞（人工多能性幹
細胞）を開発した京都大
学の山中伸弥教授（50）
に授与すると発表した。

山中教授は6年前、マ
ウスを使った実験で、皮
膚細胞に4種類の遺伝子
を組み込むことによって

iPS細胞をつくること
に世界で初めて成功し
た。研究はまだ安全性評
価の段階で、実際に患者
に使われたケースはな
い。医療分野のノーベル
賞はこれまで、広く実用
化した段階で授与するの

が通例だっただけに、極
めて異例のスピード受賞
となった。

新薬の開発から難病の
解明に至るまで、再生医
療の分野におけるiPS
細胞の可能性、潜在力は

極めて大きい。産業界
は、再生医療関連装置で
15～20年の市場規模が数
千億円になると予測して
いる。

一方、今回の受賞発表
で、日本の研究支援体制
の在り方に一石が投じら
れた。

山中教授、松本紘・京
都大学学長は、「日本経
済新聞」（10月11日付）
のインタビューに対し

て、「応用まで時間のか
かる研究には継続的な支
援が必要だ」と、国が大

学の基礎研究を長期的に
支えていく重要性をとも
に訴えた。

松本学長は、山中教授
がiPS細胞を開発して
以降、大学も後押しして
きたが「研究費など国の
支援は全く不足してい
る」と現状を分析。「研

究には潮時があり、タイ
ミングを合わせて研究費
を集中投資しなければな
らない」と指摘した。

山中教授も、最近の科
学研究が高度で大規模に
なっていることから、時
代にかなう研究助成のあ

り方が必要だと強調し
た。

また、同紙は、1987
年にノーベル医学生理学
賞を受賞した利根川進・

米マサチューセッツ工科
大学教授の談話を紹介。
そのなかで、利根川教授

は「iPS細胞の研究は、
医学・薬学などの応用分
野に多大な可能性を提供
しているが、もともと、

山中先生の傑出した独創
的な発見から始まってい
る。社会に役立つ技術の
開発には、基礎研究がい
かに大切かということ

を証明していただいた」と
コメントした。

山中教授のノーベル賞
受賞が、基礎研究の長期
支援をはじめ、日本の研
究開発支援の在り方を見
直す契機になりそうだ。

■凡例

法法…法人税法
法令…法人税法施行令
法規…法人税法施行規則
法基通…法人税法基本通達
所基通…所得税法基本通達
消法…消費税法
消令…消費税法施行令
消規…消費税法施行規則
消基通…消費税法基本通達
措法…租税特別措置法
措令…租税特別措置法施行令
措規…租税特別措置法施行規則
措通…租税特別措置法関連通達

地法…地方税法
地法附則…地方税法附則
地令…地方税法施行令
地規…地方税法施行規則
取扱通知(県)…地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)
(平成22年4月1日総税都第16号各都道府県知事宛総務大臣通知)
取扱通知(市)…地方税法の施行に関する取扱について(市町村税関係)
(平成22年4月1日総税市第16号各都道府県知事宛総務大臣通知)
耐年令…減価償却資産の耐用年数等に関する省令
耐通…耐用年数の適用等に関する取扱通達

【使用例】法人税法第22条第3項第2号→法法22③二

平成26年12月31日現在の法令通達によっています。

このパンフレットを読んでもくださる皆さまへ

このパンフレットは、県内企業の皆さまに研究開発税制を知っていただき、税制の活用と合わせて研究開発に積極的に取り組んでいただくことを目的に沖縄税理士会の協力を得て、作成いたしました。

このパンフレットを多くの皆さまにご活用いただくことにより、県内企業の研究開発への取り組みが活発化し、地場産業の高度化、本県の産業振興が図られることを期待しています。

沖縄県

はしがき(改訂版)

沖縄税理士会は、沖縄県から委託を受けて、県内企業の皆さまが研究開発税制を具体的に活用するために知っておくべき情報をパンフレットにとりまとめました。

税制関連のパンフレットは専門用語が目立ち、一般の読者にとって理解しづらいところがあります。

そこで、わたしたちは、パンフレットの作成にあたって、できる限り分かりやすい表現を目指し、図表を多用して明解な解説を心がけました。

わが国は資源が乏しく、そのなかで、中小企業者が、厳しい競争を生き抜いていくためには、経営効率化などの努力はもちろん、他社にはない自社独自の製品や技術の開発が求められます。

しかし、中小企業者は、その必要性を十分認識していても、研究開発への継続的な投資が経済的に負担になっています。

実は、税制面から積極的な支援をする目的で研究開発税制が創設されています。この制度は、企業の大小を問わず、特に中小企業者に対して制度的に手厚くなっています。

ところが、自動車や製薬などの大企業で日常的に活用されているものの、肝心な中小企業ではあまり活用されていません。その原因は、制度そのものの認知度の低さにあると考えられます。

沖縄税理士会は、少しでも多くの中小企業の皆さまが研究開発税制に関心を持ち、理解し、活用してもらうために、このパンフレットを制作しました。

この制度は、研究開発を行っている中小企業者であれば、青色申告と明細書の添付の要件を満たしていれば適用され、高い法人税負担をカバーしてくれます。また、この制度を利用している中小企業者は、積極的に優遇税制を活用し節税に努めていることが分かるため、金融機関から信用を得るのにも役立ちます。

沖縄県においては、2012年に開学した沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等が核になり、様々な施策を通じて産学官が連携することにより、そこから生み出される研究開発成果等を活用して新事業、新産業を創出する国際的な「知的・産業クラスター」の形成を目指しているところです。より多くの中小企業者が、研究開発税制を活用することにより、研究開発型の付加価値の高い企業に発展なさいますことを、心から祈念しています。

平成27年1月

沖縄税理士会 調査研究部

部長 鈴木啓子

Q & A

研究開発税制の優遇措置



Q1 中小企業者の研究開発税制とはどのような制度ですか？



中小企業者のための研究開発税制は、試験研究費の税額控除制度です。法人の事業年度に試験研究費がある場合、その総額のうち一定割合に相当する金額の税額控除をする制度のことです。ただし、この制度を利用できるのは、青色申告書を提出する法人に限られます。

また、「中小企業技術基盤強化税制」という優遇措置により、中小企業者に税額控除が大きい制度となっています。

例えば、税額控除を求める際の計算(「総額型」)で比較しますと、大企業は、その事業年度の試験研究費の額に対して8～10%の税額控除となるところ、中小企業者は、無条件に12%の税額控除が受けられます。

つまり、中小企業者であることで、大企業の1.2倍から1.5倍の控除が受けられます。実際には、次の図表から選択し、税額控除を受けます。

この制度には、①総額型(大企業と中小企業者)②増加型③高水準型という3つの区分があり、中小企業者は、①+②または①+③のうちいずれか有利な選択をすることができます。

(中小企業技術基盤強化税制)

	総額型①	増加型②	高水準型③
	中小企業者		
	試験研究費の総額	増加試験研究費(注2)	平均売上金額(注4) ×10%を超える試験研究費 の額の部分
税 額 控 除 率	12%	30%(注3)	超過税額控除割合(注5)
税 額 控 除 限 度 額	当期法人税額の20%(注1) 相当額	当期法人税額の10%相当額	
適 用 期 限	恒久措置	平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に 開始する事業年度	

(注1) 平成25年4月1日～平成27年3月31日の間に開始する事業年度は30%

(注2) 適用年度に損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額。

(注3) 増加割合が30%未満の場合にはその増加割合

(注4) 適用年度及び適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額。

(注5) 超過税額控除割合＝(試験研究費割合－10%)×0.2

(詳細は Q8-1、Q8-2を参照)

《参照条文等》 ● 措法42の4①、⑥、⑨、⑫、措令27の4



Q2 「中小企業者」の定義は？

資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人をいいます。資本もしくは出資を有しない場合は、常時使用する従業員の数が1000人以下の法人をいいます。



ただし、資本金あるいは出資金の額が1億円以下の法人でも、下記の①②は該当しません。つまり、大企業の子会社は除かれます。

中小企業者に該当するかどうかは、その事業年度終了時の現況によって判定します。

- ① その発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
- ② ①のほかその発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人

●大規模法人とは、資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1000人を超える法人をいいます。
 ●「常時使用する従業員の数」は、常用、臨時を問わず常時就労している職員、工員などの総数により判定しますが、役員を除きます。
 《参照条文等》●措令27の4⑩、措通42の4(2)-1、措通42の4(2)-3



クローズアップ

研究用の消耗品について(貯蔵品となる場合)

研究開発を行っていく過程で、研究作業用の消耗品などを購入する場合があります。それらの経費については、2通りの方法によって取り扱いが定められています。

①事業年度中に消費したものだけが損金算入の対象となり、試験研究費として取り扱われます。期末現在未使用のものは、「貯蔵品」として資産に計上します。「貯蔵品」は、次年度以降の試験研究費として取り扱われます。

②法人が作業用消耗品などで、事業年度ごとにおおむね一定数量を購入し、かつ、経常的に消費するもののうち、毎事業年度、継続的に全額経費として経理している場合は、全額が損金算入、つまり、支出した全額が試験研究費としてみなされます。このような処理を選択する場合には、上記の要件を証明できるように内部資料を整理しておきましょう。

《参照条文等》●法法2二十、法令10、法基通2-2-15



Q3 試験研究費について教えてください



試験研究費に該当するかどうかのフローチャート

製品の製造または技術の改良、考案、発明のために要する支出ですか

Yes

No

基礎研究または応用研究にかかわる支出ですか (Q4-1参照)
不明な場合はNoへ進む

該当しません

Yes

No

基礎研究・応用研究にかかわる支出

開発研究にかかわる支出 (Q4-3参照)

製品化の目処はついてますか

No

Yes

製造原価であり試験研究費に該当しません

試験研究に該当する支出

その他支出 (Q4-2参照)

資産の取得にかかわる支出 (Q6-1参照)

債務は確定していますか

No

Yes

該当しません

減価償却費

※
損金算入していますか

資産の購入価額であり試験研究費に該当しません

No

Yes

該当しません

試験研究費に該当します

※損金算入については、9ページの「クローズアップ」を参照



Q4-1 研究活動について説明してください



研究活動は、自然界の物事、機能、現象を調べ、その真相を解き明かすことから始まります。次に、その研究によって知り得た知識を人間の生活に応用し、役立てられるかどうかを考えます。そして、商品化に向けて具体的にアイデアを研究し、生産開始に至ります。

これらの研究活動は、科学技術基本法を例にしますと、次の3つの定義に区分されています。

- ①基礎研究：自然界に存在する科学的な事実(理論、法則、物質、属性、性質、現象など)を発見・立証する研究。
- ②応用研究：基礎研究によって発見された知識を利用して、特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究。
- ③開発研究：基礎研究、応用研究および実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程などの導入または既存のこれらのものの改良をねらいとする研究。

京都大学の山中伸弥教授がノーベル賞を受賞した iPS 細胞の研究は、基礎研究です。次の段階として、臨床実験を通して医療への適応性、安全性などを確かめる応用研究が行われます。そして、医薬品、治療方法、技術が開発研究され、審査を受けた上で実際の医療現場に用いられることになります。

基礎研究、応用研究は、商品化前の研究活動であり、時間とコストがかかるので、大半は大学や公的機関で行われています。一方、開発研究の大半は企業で行われています。

●総務省の平成24年科学技術研究調査では、企業の研究費約12兆円のうち約9兆円の約74%が開発研究となっています。



Q4-2 税額控除の対象となる「試験研究費」は？



製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明にかかわる試験研究のために要する費用で、①～④が該当します。

①試験研究を行うために要する原材料費、人件費および経費

②試験研究のために外部に支払う委託研究費

③技術研究組合に支払う賦課金

④試験研究のために使用する減価償却資産の減価償却費

①～④以外にも、企業、大学、公的研究機関などとのいわゆる産学官連携による共同研究や委託研究の費用も対象になります。

税額控除の対象となるのは、上記の費用のうち、法人税法上の損金となるものに限られます。

従って、会計上費用として処理した金額でも、交際費や寄付金などの申告調整された金額は、所得金額の計算上、損金の額に算入されませんので、試験研究費の対象から除外されます。

さらに、試験研究費の損金算入の要件として、期末に、その債務が確定している必要があります。

- 外部委託研究費は、他の専門機関、大学、関係会社、業界団体などの外部機関に研究を委託して支払う費用をいいます。ただし、国や専門機関から受けた補助金などがある場合は、相殺した後の金額が試験研究費の額となります。
- 技術研究組合は、産業活動で利用される技術に関して組合員が自らのために研究者、研究費、設備などを出し合って共同研究を行い、その成果を共同で管理し、組合員相互で活用する組織です。

《参照条文等》 ●措法42の4⑫一、三、措令27の4⑥⑧、措通42の4(1)-4



クローズアップ



Q 収益・費用、益金・損金という言葉がよく出てきますが、 どういった違いがあるのですか？

会計上の利益計算は、「収益－費用＝利益」、法人税上の所得は、「益金－損金＝所得」と計算されます。

上記の「収益」と「益金」、「費用」と「損金」、「利益」と「所得」はほとんど同じ概念ですが、会計法規と法人税法ではその目的が異なるため、その範囲や取り扱いが異なるケースがあります。

例えば、会計上では費用として処理した場合でも、税務上は損金として認められない場合（損金不算入）があります。また、会計上は収益として処理した場合でも、税務上は益金として認められない場合（益金不算入）もあります。

Q 「損金経理」とはどういう意味ですか？

法人税の所得計算上、法人がその確定した決算で費用または損失として経理処理することを要件としているものがあります。このように会計上、費用または損失として経理することを「損金経理」といいます。損金経理を求める典型的なものに減価償却費があります。





Q4-3 開発研究にかかわる試験研究費は、税額控除の対象となりますか？



はい。開発研究は、基礎研究、応用研究を経た最終段階で、製品化を目指す研究であり、その費用は税額控除の対象となります。

これは、現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のための開発研究であっても、また、開発研究に要した費用が製造原価や棚卸資産として計上される場合であっても同様です。

ただし、棚卸資産として計上されている場合には、費用が発生した事業年度ではなく、製品を販売して収益が計上された事業年度に損金算入して控除を受けられることとなりますので、注意が必要です。

ところで、一般的には、開発研究を終えてから製品の量産を開始することとなりますが、当然、量産において発生した費用は研究活動に当たらないため、試験研究費には該当しないこととなります。このように、開発研究の完了を機に発生する費用の取り扱いが変わってきますので、どこまでが開発研究により発生した費用で、どこからが量産において発生した費用なのか、明確に区別する必要があります。

研 究 開 発		
基礎研究	応用研究	開発研究
試験研究費（税額控除対象）		製造費用

注：製造費用に該当する部分については、損金算入の時期に留意して下さい。

注：法人税では開発研究を工業化研究と称しています。



実務のポイント

量産開始の具体的な時期の判断は、客観的に証明することが困難であるため、取締役会などの機関決定（議事録、稟議書など）の書類を整備しておくことをおすすめします。



試験研究費の対象となる「人件費」



Q5-1 「人件費」の範囲は？

試験研究費の税額控除制度の人件費の範囲は「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者」(Q5-2参照)に限ります。



人件費の範囲は、研究員の次の費用が含まれます。

- ①賃金・給与、諸手当
- ②賞与
- ③退職金
- ④法定福利費(健康保険法・雇用保険法等による事業主負担額)
- ⑤福利厚生費(医務、衛生、保険その他従業員の福利厚生を経費)

ただし、教育訓練費や従業員募集費など、従業員を雇用するにあたって支出する間接的な費用は含まれません。

なお、法人の所得金額の計算上、損金の額に算入されることが前提となります。

《参照条文等》●措法42の4⑫一、措令27の4⑥一、措通42の4(1)-3



実務のポイント

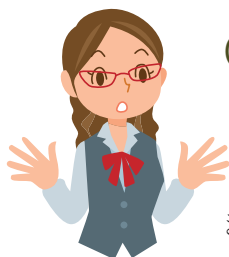
試験研究費に占める人件費の割合は高く、人件費の範囲をおさえることは重要です。人件費の「専ら」の要件についてはQ5-2を参照してください。



建設業者の試験研究費

研究開発は、研究施設のなかで行われるものばかりではありません。建設業では、建設工事現場で研究開発が行われる場合がほとんどです。その場合には、研究施設での実験が物理的に困難であることなど、研究施設における機能を現場で代替している明確な理由がなければなりません。そのために、調査報告書などの整備が必要です。

従って、建設工事現場での研究開発と施工を、明確に区分する必要があります。



Q5-2 「人件費」の「専ら」要件について教えてください



「人件費」の「専ら」とは、100%専属で試験研究業務をしている者、または、研究プロジェクトの全期間中従事した者です。

しかし、中小企業は、人的な余裕がなく限られた経営資源の中で研究開発に取り組まざるを得ないため、試験研究以外の業務を兼務するケースが多く見られます。

そのようなケースについては、次のすべての要件を満たせば「専ら従事する者」に該当します。

- ①試験研究プロジェクトの業務の全期間従事しなくても、研究プロジェクト計画における設計、試作、開発、評価、分析、データ収集などの業務のうち、その担当者が専門的知識をもって担当する業務を、その担当業務が行われる期間、専属的に従事すること
- ②試験研究プロジェクトにとって、その担当者の専門的知識が不可欠で、担当業務が試験研究のプロセスの中で欠かせないものであること
- ③担当者の従事する実態が、おおむね研究プロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間（おおむね1カ月（実働20日程度）以上）あること（担当する業務が、その特殊性により期間内で間隔を置きながら行われる場合は、それらの期間をトータルします）
- ④担当者の担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務の人件費が適正に計算されていること



実務のポイント

「専ら」要件は、あくまで、専門的知識をもってその試験研究の業務に携わる者が対象です。事務職員、守衛、運転手など試験研究に直接従事しない者は含まれません。従って、同じ研究所に勤務する者の人件費であっても、管理部門の人件費は除かれます。

兼務者については、試験研究プロジェクトに従事した期間・費用が明確にわかる日報等を作成しておきましょう。（Q7-3参照）

《参考》国税庁 HP

- 試験研究費税額控除制度における人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについて（課法2-28平成15年12月25日）
- 試験研究費に含まれる人件費の範囲（質疑応答事例）



Q5-3 役員が試験研究プロジェクトに従事する場合は？

中小企業の場合、役員が試験研究プロジェクトの中心的な役割を果たすケースが少なくありません。その場合、その役員報酬が試験研究費に該当するかどうかが問題になります。



役員が試験研究プロジェクトに従事する場合、社内のほかの研究者と同様に職務が具体的で、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者」(Q5-1、Q5-2参照)の条件をみたすのであれば、その役員報酬は試験研究費に該当します。



実務のポイント

このような場合、試験研究費に算入する役員報酬は、その役員の研究業務の実態や社内のほかの研究者に対する人件費から鑑みて、その金額が、研究者の職務に対する額としてふさわしいものでなければなりません。



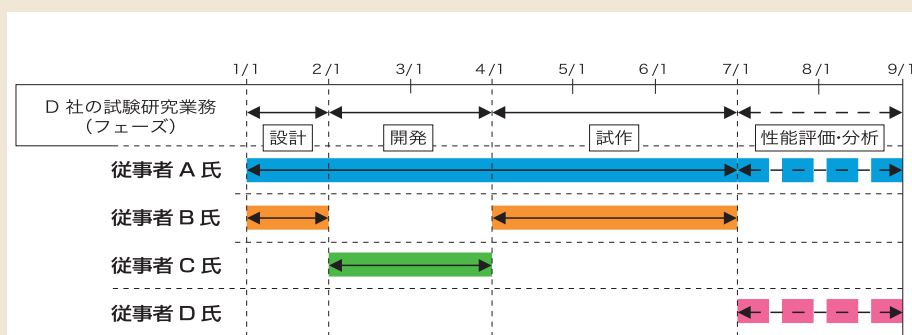


対象となる人件費の具体的な活用例を示してください

A. 次のような前提条件で、具体的な計算を行います。

D社の事例

- ・微生物培養装置に関する試験研究のプロジェクト(プロジェクト総期間8カ月)
- ・プロジェクトスケジュール
設計：1/1～1/31 開発：2/1～3/31 試作：4/1～6/30
性能評価・分析：7/1～8/31のうち、断続的に実働延べ30日間性能評価・分析に従事
- ・試験研究の従事者の人数 4名
A氏(設計部) 担当業務：今回の培養装置開発のプロジェクトリーダー
B氏(生産部) 担当業務：同プロジェクトにおける培養装置の設計、試作
C氏(生産部) 担当業務：同プロジェクトにおける培養装置の開発
D氏(検査部) 担当業務：同プロジェクトにおける培養装置の性能評価・分析



D社の例では色塗りの部分の人件費が全て試験研究費の対象となります。

この場合、性能評価・分析については、その業務の特殊性等から、期間的に間隔を置きながら行われましたが、性能評価・分析が行われる時期において専断的に従事したA氏及びD氏についても、その従事した実働期間に対応する部分の人件費が対象となります。

「研究開発税制の概要(経済産業省)平成26年8月現在」より

計算例

A氏 450万円 = 60万円(1/1～1/31分人件費) + 120万円(2/1～3/31分人件費) + 180万円(4/1～6/30分人件費) + 90万円(7/1～8/31の2カ月(総実働40日)のうち、性能評価・分析に従事した期間が実働延べ30日であるので、2カ月の人件費120万円の40分の30である90万円を、合理的な方法により計算した人件費として計上)

B氏 120万円 = 30万円(1/1～1/31分人件費) + 90万円(4/1～6/30分人件費)

C氏 60万円(2/1～3/31分人件費)

D氏 45万円(7/1～8/31の2カ月(総実働40日)のうち、性能評価・分析に従事した期間が実働延べ30日であるので、2カ月の人件費60万円の40分の30である45万円を、合理的な方法により計算した人件費として計上)

POINT

試験研究担当業務以外の業務と兼務する者の人件費を試験研究費として計上するには、「当該者の担当業務への従事状況が明確に区分され、当該担当業務に係る人件費が適正に計算されていること」が必要です。このため、試験研究プロジェクトの計画書・報告書や兼務者がその試験研究プロジェクトに従事した期間・費用が明確に分かる勤務記録などが必要となります。

平成23年12月改訂版「中小企業税制48問48答」より

Q5-4 退職金の取り扱いについて教えてください



在職期間中に研究員であった場合は、退職金の期間配分を行い、研究開発に専ら従事していた期間のものを試験研究費に含めます。この場合は、単純な月割りの計算で差し支えありません。できる限り多くの資料(例えば勤務履歴を証明する資料)で、研究開発に専ら従事していた期間を説明できるようにしておきましょう。



クローズアップ



報奨金・特許権にまつわる話

島津製作所(京都市)は平成14年、ノーベル化学賞を受賞した同社主任の田中耕一氏へ特別報奨金1000万円を支給しました。

職務発明の特許に対して報奨金を支払う制度を導入している企業は少なく、成松洋一著『試験研究費の法人税務(5訂版)』(大蔵財務協会)によりますと、「ある医薬品メーカーは5年間で上限1億5000万円を報奨金として支払う」とのことで、「ほかにも1億円の報奨金を支払う企業は多い」そうです。

また、青色発光ダイオードの発明者である中村修二・米カリフォルニア大サンタバーバラ校教授が、発明当時在籍していた日亜化学工業に対し、発明の対価の一部として200億円の支払いを求めていた裁判の控訴審で、平成17年に東京高裁で和解が成立しました。日亜化学工業は中村教授へ8億4391万円を支払いました。

最近では、中村氏と日亜化学工業のケースのように、職務発明による特許権の対価をめぐる裁判になる例が多く、そのルールづくりが急務といわれています。



Q5-5 業務上有益な発明、考案をした従業員に対して報奨金を支払いました。
この場合の取り扱いについて教えてください



従業員の優れた業績を評価し、研究意欲を高めるために報奨金や表彰金、賞金などといった名目で一時金を支払った場合の取り扱いは、大きく以下の2つに整理されます。

- ①その従業員に対する賞与となる場合
- ②特許権・実用新案権・意匠権などの権利の取得となる場合

経理処理や税務上の取り扱いを比較すると、以下のようになります。

	①賞与	②権利取得
経 理 処 理	費用処理	無形固定資産※
消 費 税	不課税	課税仕入
源 泉 徴 収	必要	不要

※耐用年数…特許権8年、実用新案権5年、意匠権7年



実務のポイント

従業員が職務として行った発明であっても、特許を受ける権利は、原則としてその従業員に帰属し、企業に帰属させるためには、あらかじめ契約や勤務規則に定める必要があります。特許権をめぐる従業員とトラブルになる事例も多いので、契約関係は事前に整備をしておくことをお勧めします。

《参照条文等》 ● 所基通23～35共 -1、耐年令別表第三、消基通5-1-3、特許法35①②



研究開発費と固定資産



Q6-1 研究開発のための機械装置を購入した場合、税務上の取り扱いは？



研究開発用の減価償却資産については、一般の減価償却資産と同様、その法定耐用年数に応じて減価償却をしていくことになります。従って、資産の取得価額を一括損金として処理することはできません。

ご質問の機械装置については、その減価償却費を試験研究費として取り扱うことになります。

ここで、法定耐用年数を適用する場合には機械装置であれば別表第二を、機械装置以外の有形減価償却資産であれば別表第一を適用して減価償却を行うこととなります。しかし、開発研究用減価償却資産（Q6-5参照）に該当すれば、これにかかわらず耐用年数の特例として別表第六が適用できます。

《参照条文等》 ●耐用年 別表第一、別表第二、別表第六

実務のポイント

臨時的・偶発的に発生した試験研究用固定資産の除却損及び譲渡損は含みません。通常行われる取り替えや更新に基づくものが試験研究費となりますので注意しましょう。





Q6-2 少額の減価償却資産には特例があるそうですね？



減価償却資産は税務上、その耐用年数で償却するのが原則です。しかし、少額の減価償却資産の場合は、下記の3つの処理や特例が認められています。

①少額減価償却資産の取得価額の損金算入

減価償却資産で、その使用可能期間が1年未満であるもの、または、取得価額が10万円未満の資産は、事業用に使用した事業年度で、その取得価額を費用として処理することができます。

②一括償却資産の損金算入

減価償却資産で、その取得価額が20万円未満であるものを事業用に使用した場合は、その資産の耐用年数にかかわらず、3年間で均等償却することができます。

③中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

青色申告法人である中小企業者が平成28年3月31日までに取得し、かつ、事業用に使用した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるものについては、事業用に使用した事業年度でその取得価額を費用として処理することができます。ただし、1事業年度中の取得価額の合計額が300万円を超える場合は、300万円を限度とします。

少額減価償却資産の取り扱い

	本則		中小企業者の特例
資産の取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満
損金算入方法	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	なし	なし	300万円以下
償却資産税の取り扱い	対象外	対象外	課税

● 中小企業者については、Q2参照。
《参照条文等》 ● 法令133、法令133の2、措法67の5



Q6-3 研究開発のためにライバル社が製造した機械装置を購入し、それを分解、改造した場合の経理処理はどう扱えばよいのですか。また、研究段階でつくった試作品や模型は資産となるのですか？



製品の製造や技術の改良、考案、発明のために参考用として他社製造の機械装置を分解、改造などをするのであれば、購入目的はあくまで研究のためで、その資産の持つ機能を使うためではありません。従って、分解などによって発生したそれぞれの部品は、研究のための原材料に相当しますので、試験研究費として処理できます。

また、期末に、これらの部品がその機能として資産価値を有するものであれば、貯蔵品等棚卸資産として処理する必要がある場合があります。

研究中途の段階でつくった試作品や模型についても、その効用や使用状況によって判断します。あくまで単なる試作品と模型であり、その機能や資産価値がなく、完成品でもなければ固定資産とはいえません。従って、資産に計上する必要はありません。

ただし、完成品とはいえないまでも、実際に広告用途に使用するなど物として機能価値があるものについては固定資産として計上します。





Q6-4 研究開発の成果として取得する特許権、実用新案権、商標権、意匠権などの工業所有権の取得価額は、どのように計上するのですか？



工業所有権は無形固定資産であり、その取得に要した費用は資産として計上し、耐用年数に応じてそれぞれ減価償却を行うのが原則です。

その取得の形態として、他からこれらの権利を取得する場合と、自己の研究により取得する場合があります。

他から権利を取得する場合は、その購入代価と、事業に使うための付随費用との合計額が取得価額となります。

一方、自己の研究開発により取得した場合は、試験研究費はその発生の都度、その事業年度で費用処理していますので、発明した従業員に対して報奨金を支払うなどの特別な場合を除き、取得価額は基本的にゼロとなります。（人件費 Q5参照）

工業所有権の耐用年数は、別表第三を参照。

〈別表第三〉 無形減価償却資産の耐用年数表より抜粋

種 類	耐用年数
特 許 権	8
実 用 新 案 権	5
意 匠 権	7
商 標 権	10

《参照条文等》 ●法基通7-1-4の3、耐年令1三



Q6-5 開発研究用減価償却資産の耐用年数の特例について教えてください

減価償却計算の基礎となる耐用年数は法定されています。資産の種類、構造、用途などに応じた耐用年数が適用されますが、その用途の特例として「開発研究用減価償却資産」の耐用年数表が設けられています。ここでいう「開発研究」とは「新たな製品の製造もしくは新たな技術の発明または現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう」とされており、「試験研究費」の定義より厳しいものとなっています。つまり、新製品の製造や新技術の発明、既存の技術については著しい改善のための研究に使用される減価償却資産でなければ適用されません。

開発研究用資産は、企業の開発研究を奨励促進するため、および開発研究のリスクが高いこと、ならびに開発研究用資産が通常の資産に比べて使用期間が短いことなどの事情を考慮して、一般用減価償却資産より耐用年数が短くなっています。

ただし、この耐用年数が適用できるのは、主として開発研究のために使用されるものに限られますので、兼用の場合は開発研究用途への使用度合いによってその適用の可否が判断されることとなります。

〈別表第六〉 開発研究用減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数
建 物 お よ び 建 物 附 属 設 備	建物の全部または一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作または建物附属設備	5年
構 築 物	風どう、試験水そう及び防壁	5年
	ガスまたは工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔および特殊用途に使用するもの	7年
工 具		4年
器 具 お よ び 備 品	試験または測定機器、計算機器、撮影機および顕微鏡	4年
機 械 お よ び 装 置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	7年
	その他のもの	4年
ソ フ ト ウ ェ ア		3年

《参照条文等》 ● 耐年令二

へーえ！
開発研究用には
こんなに
耐用年数が
違う特例も
あるんだ！



Q6-6 公的機関の補助金を受け、試験研究用の機械を購入しました。補助金で固定資産を購入した場合、圧縮記帳という制度を利用すると税金面で有利になると聞きました。その概要を教えてください



補助金は、税務上、受贈益として益金に算入され、法人税が課税されます。補助金に課税されれば税金分が目減りすることになり、補助金の本来の目的が達成できなくなります。そこで、固定資産にあてられた補助金相当額を損金算入する制度が設けられています。これが圧縮記帳制度です。

〈事例〉

1,500万円の機械装置(耐用年数7年、定率法の償却率0.286)を購入し、補助金500万円を受けた場合の仕訳事例をご説明しましょう。

①補助金500万円は法人の収入として計上します。

(借方)現金預金 5,000,000円 (貸方)補助金収入 5,000,000円

②購入した機械装置は1,500万円で固定資産として処理されます。

(借方)機械装置 15,000,000円 (貸方)現金預金 15,000,000円

③機械装置の購入にあてた補助金相当額500万円を固定資産の購入価額から減額し、これを圧縮損として費用処理します。その結果、補助金収入と相殺され、課税関係が生じないこととなります。

(借方)機械圧縮損 5,000,000円 (貸方)機械装置 5,000,000円

④③の結果、機械装置の取得価額は、1,000万円となります。減価償却額は圧縮記帳後の取得価額を基準に計算されることとなります。

減価償却費 $10,000,000円 \times 0.286 = 2,860,000円$

(借方)減価償却費※ 2,860,000円 (貸方)機械装置 2,860,000円

※減価償却費は試験研究費に該当します。
《参照条文等》 ● 法42

研究開発のための体制づくり



Q7-1 研究開発税制を活用する体制づくりについて教えてください



研究開発税制を活用するための業務管理は、次の手順で行うとよいでしょう。

①企画案の管理

研究目的、組織体系、作業行程、スケジュールが決まれば、試験研究費の対象となる勘定科目の体系を決定します。企業機密の漏えいを防ぐため、「企業機密管理規定」を設け、研究開発成果が社外へ漏れることを防ぎます(注1)。また、成果物が最終的にだれに帰属するかも明確に規定します(Q5-5参照)。

②進ちよく状況の管理

研究開発を行うにあたり、「開発業務規定」を作成します。開発手順を明確化し、確実に実施できる体制を整えます(注2)。進ちよく管理については、進ちよく状況を毎月報告させ、特記事項があれば、その都度技術会議などで処理します。半期ごとに役員会へも進ちよく・実績を報告します。

③予算の管理

研究開発に関する予算管理を行います。予算設定、予算超過の場合の事前承認の方法などを規定し、管理します。通常の予算と異なり、開発期間が予算期間となります。通常の会計年度予算に組み込むため、月別に編成します。

④労務の管理

労務管理については、Q7-3参照。

- (注1) 規定整備などの相談窓口として、沖縄県工業技術センター
- (注2) 開発業務規定は、たとえば、下記のように章をたてて構成します。
第1章「目的と範囲」／第2章「テーマの検討・決定」／第3章「研究・開発の実施(計画立案を含む)」／第4章「設計の実施」／第5章「進ちよく管理」／第6章「工業所有権の管理」／第7章「技術管理」



Q7-2 試験研究費の集計方法と財務システムを活用するには？



試験研究費は、部門別・プロジェクト別に費用の管理を行います。

また、証ひょう資料づくりが大切です。証ひょう資料とは、試験研究費に関連する費用を発生時点から把握し、研究開発税制の適用要件を満たした資料のことです。

研究開発税制の適用の可否が科目名によってのみ判断されるのではないため、せっかく該当する費用の範囲に含まれていても、その証ひょう資料が作成されていないと、税務調査時のトラブルとなってしまいます。

ところで、財務システムを活用する場合は、試験研究費に関連する費用であることが分かる摘要記載をすることが肝要です。

費用の期末一括集計を行う場合にも、同一文言による摘要記載を行っておけば、摘要検索などの方法によって集計する場合も便利で、集計漏れを防げます。

会計伝票

借方科目	貸方科目
××円	××円
取引先 研究開発PT株式会社	
摘要 (A 研究プロジェクト) 研究用フラスコ代	

部門別管理

(1 事業年度単位で集計)

損益計算書		
勘定科目	A 研究 PT	...
給 与		
消耗品費		
修 繕 費		
...		

プロジェクト管理

(プロジェクト開始から終了までの期間で集計)

損益計算書		
勘定科目	A 研究 PT	...
給 与		
消耗品費		
修 繕 費		
...		



Q7-3 研究開発にかかわる労務管理の方法について教えてください



研究開発の全期間を、専門的知識を持って研究開発の業務に専属で従事した場合の人件費については、判断に迷うことはないでしょう。しかし、それ以外の場合、例えば「そのときは専属ではあるが全期間従事ではない」「専属する期間と兼務する期間がある」という場合は、**Q5-2**に記載している「専ら」要件を満たしているか各人ごとに労務管理を行う必要があります。

具体的には、例えば「研究開発課」など、試験研究を行うことを明確に示す名称の研究部門を設置し、各人の作業の管理を行います。作業日報の記載で留意すべきことは、次の2点です。

①日々の作業内容を詳細に記載する。

②可能な限り、研究開発業務に従事している時間帯を明確に記載する。

作業日報			
年 月 日		作業時間	
担当者名			
作業内容			



研究開発税制の税額控除具体例



Q8-1 中小企業者対象の税額控除の具体的な計算方法を教えてください



Q1で紹介した通り、中小企業者は次の3つの方法のうち有利な方法が選択できます。(参照 国税庁 HP No.5444 中小企業技術基盤強化税制)

①【総額型(恒久措置)】

当期試験研究費の総額×12%
税額控除限度額 法人税額×20%
※但し平成25年4月1日～平成27年3月31日の間に開始する事業年度は30%

〈具体例〉事業年度：平成26年4月1日～平成27年3月31日

当期試験研究費:1000万円 法人税額：500万円

税額控除額

1000万円×12%=120万円
法人税額500万円×30%=150万円 } 少ない方 120万円

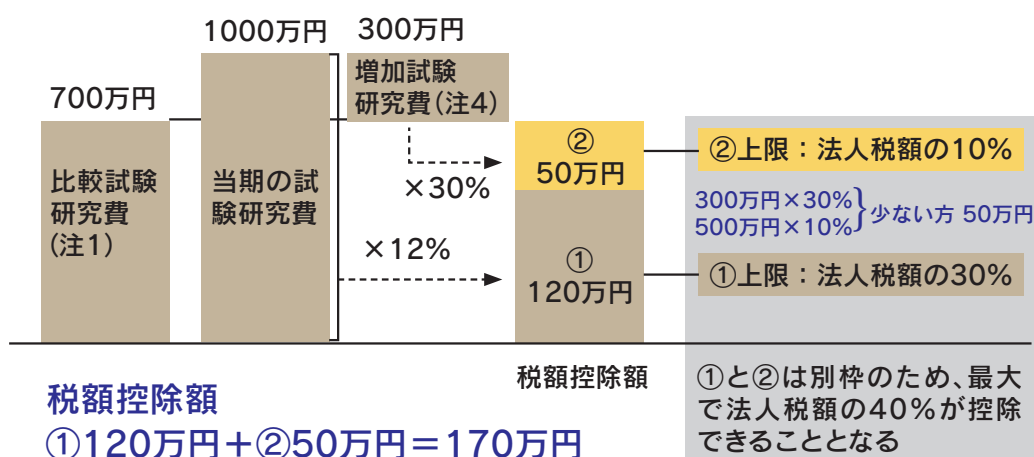
②【総額型+増加型】

①+(試験研究費の額－比較試験研究費の額(注1))×30%又は増加試験研究費割合(注5)

〈具体例〉事業年度：平成26年4月1日～平成27年3月31日

当期試験研究費:1000万円
法人税額：500万円
基準試験研究費(注2)：800万円
比較試験研究費：700万円
増加試験研究費割合：42.8%

●増加型の要件判定、次の(イ)及び(ロ)のいずれも満たすこと
(イ)増加試験研究費300万円>比較試験研究費の額
700万円×5%=35万円
(ロ)試験研究費1000万円>基準試験研究費800万円
∴増加型適用可

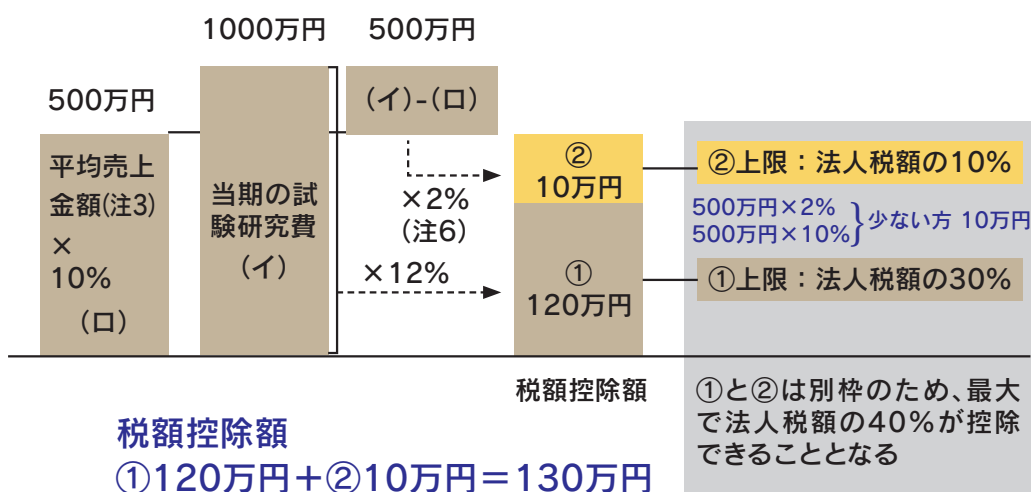


③【総額型＋高水準型】

①＋（当期試験研究費－平均売上金額×10％）×超過税額控除割合（注6）

〈具体例〉 事業年度：平成26年4月1日～平成27年3月31日

平均売上金額(注3):5000万円 法人税額500万円
 当期試験研究費:1000万円
 試験研究費割合(注7):20%
 超課税額控除割合(注6): 2%



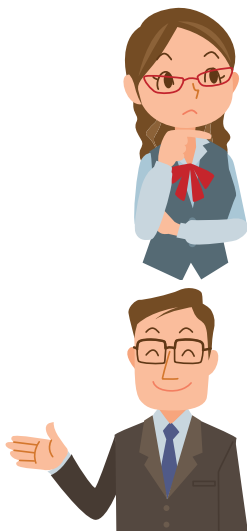
【適用期限】 平成20年4月1日～平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
 (②増加型、③高水準型共通)



試験研究費の税制控除額は

①②③のうち②が有利！

- (注1) 比較試験研究費の額
適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額を平均した額
- (注2) 基準試験研究費の額
適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額のうち最も多い額
- (注3) 平均売上金額
適用年度及び適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額
- (注4) 増加試験研究費の額
適用年度に損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額
- (注5) 増加試験研究費割合
増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合
- (注6) 超過税額控除割合＝（試験研究費割合－10％）×0.2
- (注7) 試験研究費割合＝その事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額÷平均売上金額



Q8-2 前事業年度で税額控除限度超過額がある場合、当事業年度以降の手続きを教えてください (繰越中小企業者等税額控除限度超過額の繰越控除制度)

法人が、前事業年度の納付すべき法人税額から控除しきれない試験研究費の税額控除額(繰越税額控除限度超過額)を有するときは、当事業年度の納付すべき法人税額からその繰越税額控除限度超過額を控除することができます。

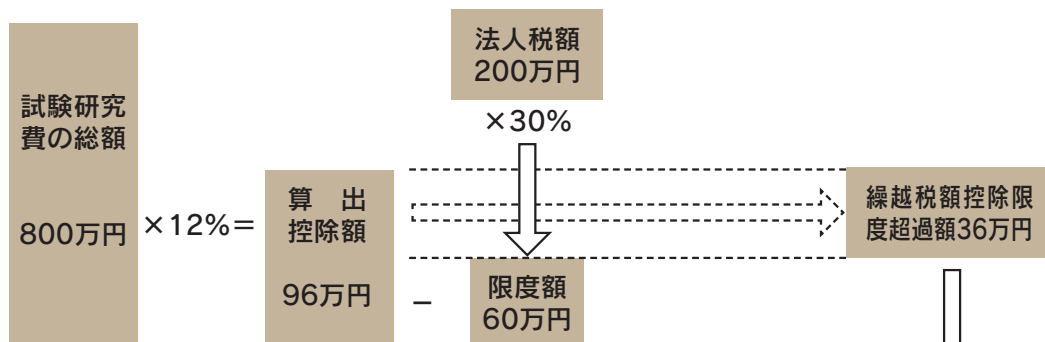
ただし、控除できる金額は、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度とします。繰越控除の対象となるのは、総額型(12%)の税額控除額です。

【上記の適用が受けられる要件】

- ①青色申告法人である中小企業者
- ②当年度の試験研究費の額が前年度の試験研究費の額を超えていること

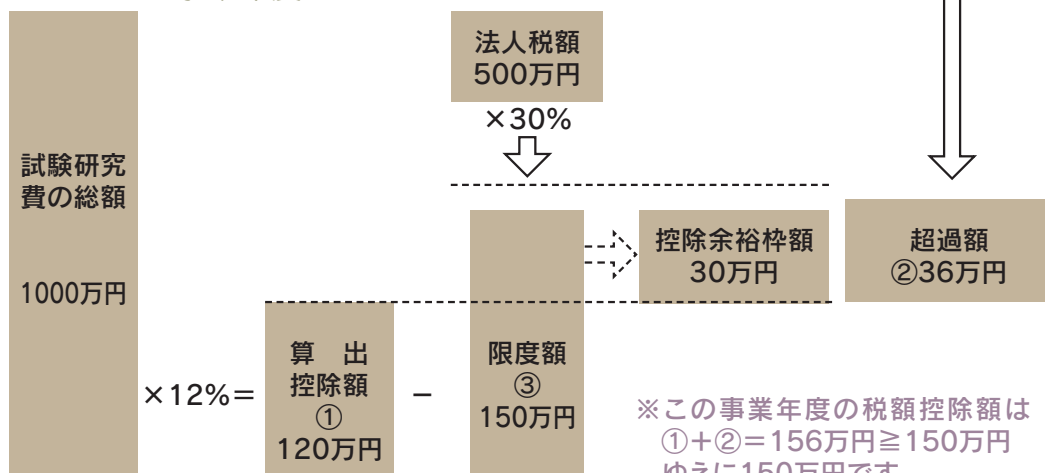
〈制度の内容〉

1. 前事業年度 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)



※この事業年度の税額控除額は96万円 $\geq$ 60万円ゆえに60万円です。

2. 当事業年度 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)



【控除額の上限】法人税額の20%(恒久措置)

平成25年4月1日～平成27年3月31日までの間に開始する事業年度においては30%

●国税庁 HP「繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度」参照

Q9 研究開発税制を適用するための手続きについて教えてください

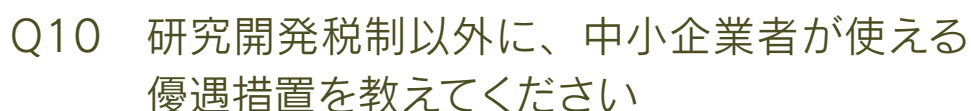
研究開発税制の適用を受けるためには、次の別表や明細書の添付が必要です。手続きに不備がないかどうか確認しましょう。

申告書の種類		確定申告書、修正申告書、更正請求書	
添付する別表および明細書	別表1 (1)		特別控除額を記入
	別表6 (7)	中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	措法42の4⑥・⑦を適用する場合作成 (総額・繰越税額控除)
	別表6 (8)	試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	措法42の4⑨を適用する場合作成(増加・高水準)
	別表6 (9)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額および基準試験研究費の額の計算に関する明細書	措法42の4①・⑨二を適用する場合作成
	適用額明細書	別表6(7) 別表6(8)提出の場合	①根拠条項②区分番号③当期分の特別控除額を記載
提出方法		法人税申告書に添付	

実務のポイント

申告書を作成する前に研究開発税制の特別控除について、再確認しておきましょう！

- ①税額控除の対象となった試験研究費は損金算入されていますか？
- ②減価償却費の損金算入限度超過額など、税務上損金として認められなかった部分は、税額控除対象となる試験研究費から除外していますか？
- ③開発研究費のうち製造費用を税額控除対象となる試験研究費から除外して計算していますか？
- ④人件費の「専ら」要件を満たす根拠資料を保管していますか？



中小企業者が使える税額控除の優遇措置には、次の制度があります。



種 類	期 間	内 容
1. エネルギー環境 負荷低減推進設 備等を取得した 場合の法人税額 の特別控除 (措法42の5②、措 令27の5、措規20の 2)	平成26年4月1日～ 平成28年3月31日の間 に取得等	・対象法人 青色申告書を提出する 中小企業者等 ・対象設備 エネルギー環境負荷低減推進設備等 ・税額控除限度額 取得価額×7% ただし、当期法人税額の20%の 金額を限度とする。 ※特別償却との選択適用となります。
2. 中小企業者等が 機械等を取得し た場合の法人税 額の特別控除 (措法42の6⑦⑧、 措令27の6、措規20 の3)	①平成10年6月1日から 平成29年3月31日まで の間に取得等 ②平成26年1月20日～ 平成29年3月31日まで の間に取得等し、 平成26年4月1日 以後に終了する 事業年度に適用	①対象法人 青色申告特定中小企業者等 (資本金又は出資金が3,000万円以 下の一定の法人) ・対象設備 ㊦機械及び装置で取得価額が160万 円以上 ㊧一定の工具、器具及び備品で取得 価額が120万円以上 ㊨ソフトウェアで取得価額が70万円 以上 ㊩その他設備 ・税額控除限度額 基準取得価額× 7% ただし、当期法人税額の20%の金 額を限度とする。 ②対象法人 中小企業者等 ・対象設備 特定生産性工場設備等 ・税額控除限度額 取得価額×7% (特定中小企業者等は10%) ただし当期法人税額の20%の金額 を限度とする ※いずれも特別償却との選択適用とな ります。



種 類	期 間	内 容
3. 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (措法42の12①、措令27の12、措規20の7)	平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	- 対象法人 青色申告法人 - 適用要件 ①適用年度と前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと ②各事業年度において当期末の雇用者数が前期末の雇用者数に比べ2人以上増加していること。 ③増加雇用者数が前期末の雇用者数の10%以上であること。 ④給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。 - 税額控除限度額 増加雇用者数 × 40万円 ただし、当期法人税額の20%の金額を限度とする。
4. 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (措法42の9①、措令27の9、措規20の4)	平成14年4月1日から平成29年3月31日までに取得	- 対象法人 沖縄県の各地域の青色申告法人 - 適用対象資産 ①観光地形成促進地域 機械装置、建物等、一定の構築物 ②情報通信産業振興地域 電気通信業等用の機械装置、器具備品、建物等、構築物 ③産業高度化・事業革新促進地域 製造業等用の機械装置、器具備品、建物等 ④国際物流拠点産業集積地域 製造業等用の機械装置、建物等 ⑤経済金融活性化特別地区 機械装置、器具備品、建物等 - 税額控除限度額 取得価額 × 15% (建物及びその附属設備並びに構築物は8%) ただし、当期法人税額の20%の金額を限度とする。

クローズアップ



地方税について〈中小企業者等の試験研究費にかかる特例措置〉

中小企業者等が試験研究を行う場合、道府県民税、市町村民税(法人税割)の課税標準額を試験研究費にかかる税額控除後の法人税額をもとに計算されるため結果的に地方税負担が軽減されます。

《参照条文等》 ● 地法23①四、292①四、地法附則8①②⑤、取扱通知(県)2章50、同通知(市)2章45

資金調達の方法



Q11 研究開発のための資金調達方法にはどのようなものがありますか？



研究開発に要する資金を他から調達する方法としては、①補助金の活用②資金の借り入れ③私募債の発行④新株の発行の活用があります。

①補助金の活用

研究開発のための資金調達で最も効率的・効果的なのは、国や地方公共団体などから補助金を受けることです。ベンチャー企業を支援するために、各種の補助金制度があります。

名 称	窓口(問合せ先)	交 付 元
戦略的基盤技術高度化支援事業	中小企業庁創業・技術課、沖縄総合事務局経済産業部	経 済 産 業 省
グローバル技術連携支援事業	中小企業庁創業・技術課、沖縄総合事務局経済産業部	経 済 産 業 省
地域イノベーション創出実証研究補助事業	沖縄総合事務局経済産業部地域経済課	経 済 産 業 省
OKINAWA型産業応援ファンド事業	沖縄産業振興公社 経営支援部経営支援課	沖 縄 県
おきなわ新産業創出投資事業	沖縄県産業振興公社(研究開発支援部門)	沖 縄 県
中小企業基盤人材確保補助金	主たる事務所の所在を管轄する労働局またはハローワーク	厚 生 労 働 省
キャリア形成促進助成金	最寄りの都道府県労働局	厚 生 労 働 省

②資金の借り入れ

県・市区町村が提供している制度融資や沖縄振興開発金融公庫が広く利用されています。

平成26年度 中小企業のための沖縄県制度金融のご案内(平成26年4月1日現在)

融資条件等	対象	限度額	期間	利率	窓口
新規事業分野進出資金	新たな事業分野に進出する中小企業者等	運転・設備 ①7000万円 ②1億円	運：7年 設：10年	2.3%	県産業振興公社 各商工会 各商工会議所
雇用創出促進資金	事業拡大・多角化経営により新たに従業員を1名以上雇い入れる中小企業者等	運転・設備 8000万円 (運転3000万円) (設備5000万円)	運：7年 設：10年	2.00%	各商工会 各商工会議所
ベンチャー支援資金	ベンチャービジネスを展開する中小企業者等	運転・設備 3000万円	運：7年 設：10年	2.40%	県中小企業支援課 県産業政策課

③私募債の発行

企業の有利な資金調達手段の一つに私募債という社債の発行があります。私募債は、株式の第三者割当と違って、借入金と同じ負債です。5～10年という期間で返済する必要があります。しかし、購入者に議決権がないので、経営に干渉することはありません。また、金融機関のように担保もいらないという利点がありますが、その分、会社や経営者に対する信頼感や事業の将来性への期待感が大切になります。

④新株の発行

会社が増資、すなわち新株の発行により資金調達を行います。

また、これに関連して、個人投資家に対する優遇税制、いわゆるエンジェル税制の活用などもあります。

ここでいうエンジェルとは、創業期のベンチャー企業に出資を行う個人投資家のことです。エンジェル税制の特例は、ベンチャー企業の資金調達を容易にするため、その個人投資家に対して設けられている優遇措置です。

情報提供・支援機関

名 称	分 類	内 容	所在地・運営主体・窓口	URL
沖縄科学技術 大 学 院 大 学	学術機関	国際的に卓越した科学技術に関する教育及び研究を実施することにより、沖縄の自立的発展と、世界の科学技術の向上に寄与	恩納村字谷茶1919-1	http://www.oist.jp/ja
琉 球 大 学	学術機関		西原町字千原59-1	http://www.u-ryukyu.ac.jp/
沖縄国際大学	学術機関		宜野湾市宜野湾2-6-1	http://www.okiu.ac.jp/index.jsp
沖 縄 大 学	学術機関		那覇市字國場555	http://www.okinawa-u.ac.jp/
沖縄県工業技術 セ ン タ ー	研究機関	製造業の技術支援や先端的研究機関	うるま市字州崎12-2	http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kogyo/index.html
沖縄県農業研究 セ ン タ ー	研究機関	農家の技術的課題の解決や新技術の開発	糸満市真壁820	http://www.pref.okinawa.jp/arc/
一 般 財 団 法 人 南 西 地 域 産 業 活 性 化 セ ン タ ー	支援機関	経済・社会動向や地域・産業活性化にかかる調査研究および人材育成	那覇市久茂地3-15-9 アルテビル那覇2F	http://www.niac.or.jp/index.htm
沖 縄 健 康 バイ オ テ ク ノ ロ ジ ー 研 究 開 発 セ ン タ ー	支援機関	企業が研究機器などを活用し健康バイオ関連の研究を行うインキュベート施設	うるま市州崎12-75	http://www.ohbic.jp/
沖縄税理士会	支援機関	税務・会計情報の提供支援	那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター7F	http://www.okizei.or.jp/
公 益 社 団 法 人 沖 縄 県 工 業 連 合 会	支援団体	製造業を中心とした沖縄県経済振興事業	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター6F	http://www.okikouren.or.jp/
公 益 財 団 法 人 沖 縄 県 産 業 振 興 公 社	支援団体	県内中小企業等の経営基盤強化及び創業の促進に関する事業並びに産業振興に必要な諸事業の運営	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター4F	http://okinawa-ric.jp/
OKINAWA 型 産 業 応 援 フ ァ ン ド 事 業	情 報 ・ 助 成 金	新商品開発支援事業・地域資源活用支援事業に対する助成	沖縄県産業振興公社 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター4F	http://okinawa-ric.jp/useful/randd/
沖縄新産業創 出 投 資 事 業	情 報 ・ 補 助 金	バイオ・IT・環境関連分野の有望なベンチャー企業に対し、研究開発補助金の交付や、投資によるリスクマネーを供給し、県外・海外市場に積極展開するベンチャー企業を集中的に支援	沖縄県産業振興公社 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター4F	http://www.bio-portal.jp/
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	融 資	沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関	那覇市おもろまち1-2-26	http://www.okinawakouko.go.jp/
(株)琉球銀行	融 資	地方銀行 融資	那覇市久茂地1-11-1	http://www.ryugin.co.jp/
(株)沖縄銀行	融 資	地方銀行 融資	那覇市久茂地3-10-1	http://www.okinawa-bank.co.jp/
(株)沖縄海邦銀行	融 資	地方銀行 融資	那覇市久茂地2-9-12	http://www.kaiho-bank.co.jp/
コザ信用金庫	融 資		沖縄市上地2-10-1	http://www.kozashinkin.co.jp/index.html
沖 縄 県 信 用 保 証 協 会	融 資	信用保証業務	那覇市前島3-1-20	http://www.okinawa-cgc.or.jp/
経済産業省	情 報 検 索 サイト	研究開発税制	経済産業省 産業技術環境局技術振興・大学連携推進課	http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html
IPDL	情 報 検 索 サイト	特許電子図書館	独立行政法人工業所有権情報・研修館	http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl
J-GLOBAL	情 報 検 索 サイト	バラバラに存在していた科学技術情報をつなぎ、発想を支援するサービス	独立行政法人科学技術振興機構(JST)	http://jglobal.jst.go.jp/

名 称	分 類	内 容	所在地・運営主体・窓口	URL
AGROPEDIA	情 報 検 索 サイト	農林水産研究に役立つ文献情報、論文アーカイブ、衛星・数値データ、Web情報アーカイブ等を総合的に提供するサイト	農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波事務所	http://www.agropedia.affrc.go.jp/
JAIRO	情 報 検 索 サイト	日本の学術機関リポジトリに蓄積された学術情報を横断的に検索	国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課	http://jairo.nii.ac.jp/
国立国会図書館サーチ	情 報 検 索 サイト	国立国会図書館をはじめ、全国の公共図書館、公文書館、美術館や学術研究機関等のアクセスポイント	国立国会図書館	http://iss.ndl.go.jp/
SciencePortal	情 報 検 索 サイト	公的な研究機関や行政がインターネット上に公開する最新の研究成果、科学技術に関するニュースのほか、研究者のインタビューやレポートを掲載し、日本の科学技術の新しい流れ、方向を感じ取れる情報を毎日発信	独立行政法人科学技術振興機構(JST)	http://scienceportal.jst.go.jp/
公益社団法人日本監査役協会電子図書館	情 報 検 索 サイト	監査実務支援情報	公益社団法人 日本監査役協会	http://www.kansa.or.jp/support/library/
国税庁	情 報 検 索 サイト	国税情報	国税庁	http://www.nta.go.jp/
電子政府の総合窓口	情 報 検 索 サイト	法令検索	総務省行政管理局	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idx-search.cgi
沖縄県例規・条例	情 報 検 索 サイト	沖縄県法規集・例規・条例等	沖縄県	http://www.pref.okinawa.jp/site/kense/reki/index.html
那覇市 例規集	情 報 検 索 サイト	那覇市例規集	那覇市	http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_menu.html
沖縄税理士会 研究開発税制情報		2014中小企業のための研究開発税制専用サイト	沖縄税理士会	http://zei-katsuyo.com





知的・産業クラスターの形成に向けて

科学技術の分野で世界最高水準の研究・教育機関を目指す沖縄科学技術大学院大学(OIST)が2012年9月、恩納村谷茶の丘に開学しました。

博士課程のみの5年一貫教育で、最大の特徴は、通常の大学にはない単一の研究科・専攻を設けていることです。神経科学、分子・細胞・発生生物学、数学・計算科学、環境・生態学、物理学・科学の5分野からなる学術的な研究を実施することとしており、研究の垣根を越えた新たな発見が期待されています。

沖縄県では、同大学をはじめ琉球大学、沖縄工業高等専門学校等を核とした国際的な「知的・産業クラスター」の形成を図り、これら学術機関が持つ知的財産やイノベーションを産業に移転させることにより、新事業・新産業の創出を図ることを目指しています。

その一歩として、沖縄科学技術大学院大学では、産学官連携に向け2012年3月には、沖縄県と新産業の創出や地場産業の高度化、人材育成などの分野で連携協定を締結。さらに、琉球大学や沖縄工業高等専門学校と、教育・研究、産学連携、地域イノベーションの創出などの分野での連携協力協定を結んでいます。

今後、県内の学術機関と企業との連携がより一層促進され、また沖縄科学技術大学院大学が持つ国際的ネットワークを通じて、国内外の研究機関等との連携が図られることにより、地域に根付き世界に開かれた“知の交流拠点”の形成が図られていくことが期待されます。



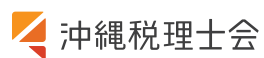
沖縄科学技術大学院大学(OIST 提供)



2014中小企業者のための研究開発税制Q&A

平成27年1月31日 発行

◆執筆・研究開発税制及びパンフレットに関する問い合わせ先



研究開発税制プロジェクトチーム

鈴木 啓 子（調査研究部長）

上 地 正 宏

上 原 香代子

鈴木 和 子

野 原 雅 彦

緑 間 優

宮 城 陽 子

山 元 勝 成

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831番地1

沖縄産業支援センター7F

TEL098-859-6225

沖縄税理士会HP：<http://www.okizei.or.jp>

研究開発税制研究プロジェクト専用HP：<http://zei-katsuyo.com>

◆監修・助言 筑波大学法科大学院教授

博士（法学） 徳本 穰

◆監修 日本税理士会連合会

経済産業省 産業技術環境局

 沖縄県

